

指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の 認定に係る申請要項

尼崎市教育委員会

1 趣旨

平成 28 年度に成立した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称「教育機会確保法」）では、基本理念において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすることなどが明記されている。

また、同法第 13 条においても、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援について盛り込まれている。

教育機会確保法の趣旨に鑑みれば、不登校児童生徒が学校外の民間施設において学習や活動をしていることを積極的に評価していくことは、不登校児童生徒の将来にとって極めて有意義なものであるといえる。

そこで、教育委員会として不登校児童生徒が民間施設等について、本市の不登校児童生徒が通所等した場合に指導要録上の出席扱いとすることができる団体の認定を行う。

2 対象となる民間施設

- ・不登校児童生徒を対象とした民間施設
- ・詳細については、別紙 2 「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準【通所型の民間施設用】」及び別紙 3 「同【訪問・ICT 活用型の民間事業者用】」を参照のこと

3 申請手続き

別紙 2 及び別紙 3 の「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」を熟読の上、次の書類を各 1 部ずつ作成して送付すること

- (1) 申請書（所定の申請書を使用のこと）
- (2) 法人登記簿の写しもしくは登記事項証明書
- (3) 納税証明書（国税及び地方税）
- (4) 貴団体の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
- (5) その他

4 申請期間

平成 31 年 4 月 22 日～平成 32 年 3 月 15 日

5 申請先

尼崎市教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課

※H31.9月まで

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 (尼崎市役所本庁中館 6 階)

TEL 06-6489-6903 FAX 06-6489-6805

e-mail ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp

※H31. 10 月以降

〒661-0974 尼崎市若王寺 2-18-3 (こどもの育ち支援センター内)

(電話番号等未定)

6 認定について

(1) 書類審査

① 3の提出書類を用いて、教育委員会としての認定の判断を行う。

(2) 訪問調査

① 申請した団体に対して教育委員会による訪問調査を実施する。

② 日程等については、申請書等受理後、連絡をする。

(3) 認定結果の通知

① 認定団体には、認定決定通知書を教育委員会から送付する。

② 認定期間は、認定の日から3年とする。

7 更新について

(1) 認定期間満了日の3か月前から更新申請を受け付ける。

(2) 申請に必要な書類は、「3 申請手続き」を準用する。

(3) 更新のための手続等については、「6 (2)訪問調査」及び「7 (1)更新申請」を準用する。

8 その他

申請内容に関する情報は、申請内容の検討、調査および連絡・対応、並びに、教育委員会が実施する事業の案内に限定して利用するものとし、それ以外の目的で使用はしない。

9 問い合わせ

尼崎市教育委員会事務局学校教育部

こども教育支援課

TEL 06-6489-6903 FAX 06-6489-6805

e-mail ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上